

みのる法律事務所便り
第 3 0 8 号
平成 2 7 年 1 2 月

みのる法律事務所
弁護士 千田 實
〒 021-0853



岩手県一関市字相去 57 番地 5

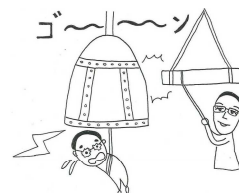
TEL : 0191-23-8960

FAX : 0191-23-8950



みのる法律事務所 <http://www.minoru-law.com/> [✉ minoru@minoru-law.com](mailto:minoru@minoru-law.com)

年 末 年 始 の ご 挨拶



平成 2 7 (2 0 1 5) 年 も 間 も な く 終 わ り ま す 。 平 成 2 8 (2 0 1 6) 年 が 始 ま り ま す 。

今年もこの事務所便りをお読み下さっている皆様には、物心両面にわたるご援助をいただき、本当にお世話になりました。お陰様で、素晴らしい1年でした。ボリュームも内容も薄っぺらな本ばかりでしたが、この1年だけで13冊の本を発刊することができました。「生涯100冊の本を出す」という夢を実現できそうな気がしてきた、充実した1年でした。これも偏にこの事務所便りをお読み下さっている皆様のお力添えによるものです。

できることなら、お一人お一人にお目にかかり、直接御礼を申し上げたいのですが、取り敢えずこの紙面で御礼を申し述べさせていただきます。この事務所便りは、年末までには届くように早めに発送し、平成27年の御礼の言葉を届けさせていただきます。

平成28年の元旦には、この事務所便りをお読み下さっている皆様お一人お一人に年賀状をお届けしなければならないのですが、手抜きで誠に申し訳ありませんが、一足先に、この事務所便りを以て年賀状に代えさせていただきます。

平成28年もこれまでと変わらぬご支援・お力添えを頂戴したく、伏してお願いを申し上げる次第です。どこまでやれるかはわかりませんが、やらせていただける間は、やりたいことをやり続けるつもりです。この事務所便りをお読み下さっている皆様には、平成28年もご迷惑をお掛けしますが、懲りずにお付き合い下さるようお願い申し上げます。

平成 2 7 年 は あ り が と う ご ざ い ま し た 。
平 成 2 8 年 も 宜 し く お 願 い 致 し ま す 。

田 舎 弁 護 士 千 田 實

黄色い本、青い本、さくら色の本、ピンクの本等、「いなべんの本」は株式会社エムジェエムの他、下記書店でも好評発売中です。

宮脇書店気仙沼本郷店 〒 988-0042 気仙沼市本郷 7-8 TEL: 0226-21-4800
[amazon.co.jp](http://www.amazon.co.jp/) <http://www.amazon.co.jp/>



「ピンクの本」の副読本の紹介

みのる法律事務所の事務長・千葉美智さんが『法律事務所の事務員が答えた本』（「ピンクの本」）シリーズの第4弾『離婚問題で悩んでいる方のために —（その1）離婚の方法編』を書きました。これを機に、弁護士の私と、事務長と、情報室長・泉洋美さんの3人で、離婚に関するくつろいだ話をしてみました。つまり、離婚に関する座談です。思いの外面白かったので、そのまま「ピンクの本」の副読本として発刊してみようと考えています。

発刊に先駆け、この事務所便りをお読み下さっている皆様に、その本の「はじめに」と、「おわりに」と、内容の一部である「離婚と無常観、進化論」の部分を転載します。いずれ、その座談会の全容は単行本として発刊予定ですが、それに先駆け、事務所便りをお読み下さっている方に、そのさわりの部分をご紹介します次第です。

前号でも紹介しましたが、日本でも結婚3組に対し1組の割合で離婚が発生しています。世界を見渡しますと、3組に2組を超える離婚率の国も少なくないようです。日本もそういう時代が来るかもしれません。もう離婚は珍しいことではなく、身の回りに、ふだんに発生する日常の出来事です。「結婚は離婚へのスタート」とさえ言えそうです。離婚に関し、もう少し勉強が必要ですし、準備が必要な時代が到来しています。機会がある度に、この事務所便りでも離婚問題を取り上げていきたいと考えています。

〇はじめに

みのる法律事務所の事務長・千葉美智さんに『法律事務所の事務員が答えた本』（「ピンクの本」）シリーズの1冊として、『離婚問題で悩んでいる方のために —離婚の方法編』を書いてもらいました。只今、三陸印刷株式会社さんにおいて印刷中で、平成27（2015）年12月16日に株式会社エムジェエムより発刊予定です。

その本は、Q&A（問いと答え）という形式で「現在の法律では、どういふ結論となるか」という点に絞って述べています。「現在の法律や裁判だったら、このようになるだろう」という見通しを手っ取り早く知ること



はできますが、その背景や問題点をもう少し掘り下げて知りたいという方にとっては、些か物足りない内容です。そこで、肩の凝らない座談会形式で「ピンクの本」の内容を補足する本を出すことにしました。「ピンクの本」の副読本として参考にしてほしいのです。

私と事務長に、当事務所の情報室長・泉洋美さん^{ひろみ}に入ってもらい、仕事の合間を縫って、離婚に関する統計や世間の見方というか、常識的な考え方、さらにはそれぞれの私見などを交えて、離婚の真^{まこと}の原因や離婚の歴史や離婚の背景、さらには離婚に対する裁判と常識の乖離^{かいり}（ずれ）や離婚に関する法の問題点等について、思いつくままランダム（手当たり次第）に話し合いをしてみます。

学問的というよりは、昨今の日本の離婚の現状を分析し、その実体を把握した上で、離婚のやり方について「どうしてこんなふうになっているのだろうか」、「こんなやり方でいいのだろうか」と思うことや、「こんなふうにした方がいいのではないか」と気づいたことを述べてみます。

提言と言うほどのものではありませんが、私達の離婚問題に関する素朴な思いを述べてみます。「そう言われれば、そうかも」などと、当たり前と思われているこれまでのやり方に対し、「これで本当にいいのか」と、もう一度考え直すきっかけとなれば、こんな嬉しいことはありません。

離婚に関する座談などしている方が他にもおられるかどうかはわかりませんが、これまでお目にかかったことはありません。こんな遊びを本にするという酔狂を笑ってお許し下さい。

私達の遊びにお付き合いしていただく格好となりますが、暇潰し^{ひまつぶ}にお目を通していただければ幸甚です。

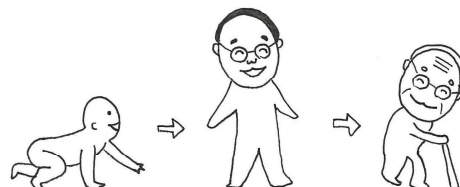
平成27年12月1日

みのる法律事務所 田舎弁護士 千田 實

○離婚と無常観、進化論

千葉

赤の他人が長く夫婦を続けていくことの難しさは、日本だけではなく諸外国でも離婚率が極めて高いという統計を示されて、改めて認識しました。神前で、仏前で、キリスト様の前で永遠の愛を誓ったのに、どうしてこんなに離婚する夫婦が多いのでしょうか。



泉

先生は、以前「釈迦の『無常観』とダーウィンの『進化論』によって、離婚が多い理由は説明できるのではないかと仰っていましたが、もう一度教えて下さい。

千田

あれはその時の思いつきを言っただけで、何の根拠もない。

千葉

私は聞いていません。どんな話だったのですか。

泉

離婚する理由は、釈迦が説いた「何事も絶えず変化する」という『無常観』と、チャールズ・ロバート・ダーウィン（1809-1882）が提唱した「生き残ることができるのは、変化できる者である」という『進化論』で説明できる、というお話だったと記憶しています。

千田

あの時は心に浮かんだことを何の裏付けも取らずに言ったもので、^{きまぐ}気紛れというレベルの話だが、今そう言われると、「そうかもしれない」などと思えてくる。俺は生来、お調子者だからね。コロコロ考え方が変わっても平気でいられる性質だ。弁護士が得意とする屁理屈を言えば、それも「無常」ということになるのだが…。

千葉

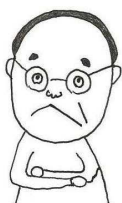
法律論ではなさそうですが、いい機会ですから、どういう話なのか、もう少し詳しく教えて下さい。

先生は、ふだんから「法律論だけでは視野が狭い。見えないところまで見なければならぬ」と仰っています。是非聞かせて下さい。

千田

「何事も絶えず変化する」という『無常観』と、「生き残ることができるのは、変化できる者である」という『進化論』は、夫婦関係にも当てはまるのではないかという話だ。つまり、離婚の原因を論じる上でも、この考え方は参考になる、という話だ。

細くて可愛かった妻も、太く見苦しくなる。格好のいい青年だった夫も、中年太りし、髪も薄くなる。これは肉体的変化だ。子供ができ、子育ての



ために夫は稼がなければならず、妻は家事に追われる。これは環境の変化だ。興味津々きょうみしんしんだった相手にも、セックスにも飽きてくる。他の異性に興味が湧いてくる。これは心の変化だ。肉体が変化し、環境が変化し、心に変化したら、それに応じて夫婦関係もその時々に合わせて上手に変化できなければ、どんなに神様の前で永遠の愛を誓ってもやっていけなくなり、その結果離婚に至るという話だ。これは離婚問題に関しても、釈迦の『無常観』とダーウィンの『進化論』が正しいことを証明している、という話だ。

改めて話してみると、自分でも「そういえばそうだ」と思えてくる。自画自賛だ。こんなふうに、なんでも自分に都合よく解釈する俺の性格が「おめでたい」ということだろうと自覚している。でも、否定するより肯定した方が楽しい気分にはなるね。

千葉

確かに、肉体も環境も心も変わらないものはありませんよね。夫婦関係も、その時々の変化に応じた関係を築いていかなければうまくやっていきません。変化に応じて進化しなければならない、ということですね。

泉

肉体も環境も心も、結婚当初のまま永遠に変わらず持続するなどということは幻想で、そんなことを期待しては夫婦関係は続かず、どこかで壊れるということになりそうですね。離婚の原因の根源を『無常観』と『進化論』とで説明されるとは、先生らしい説明ですね。

千田

「この世の全てのものは絶えず移り変わり、永遠に変わらないものは何一つない」という『無常観』と、「最も強い者が生き残るのではなく、最も賢い者が生き延びるのでもない。唯一生き残ることができるのは、変化できる者である」という『進化論』は、夫婦関係、離婚問題を考える際にも参考になるね。よくよく考えてみると、離婚原因はそこに尽きているようにさえ思えてくるのだ。

泉

キリスト教世界で離婚を原則的に認めないという歴史があったのは、キリスト教社会は釈迦の『無常観』とかダーウィンの『進化論』を受け容れないからでしょうか。



千田

私はキリスト教についても門外漢であり、正確なことはわからないが、『旧約聖書』は「生物はすべて全能の神が創造したものであって、古来不変である」という教義のようだ。この考え方からすれば、『無常観』や『進化論』を受け容れる余地はないのかもしれない。だから、夫婦は互いに神が選んだベターハーフであり、別れることはできないということにつながっているのかもしれない。キリスト教世界が離婚に厳しい考え方を持っているのはそのためではないかと勝手に考えている。キリスト教の考え方は、「そうあるべきだ」という考え方で、そうできれば「そうしたい」という理想の姿を追求するもので、それはそれで尊重されるべきだと思う。

だが、現実には夫婦関係にも変化は避けられず、「こんなはずではなかった」ということになる。キリスト様の前では、「どんなに変化があっても、愛は変わらない」と誓うのだが、変化について行けずに、離婚に至るカップルが多いということだ。もう少し、神の前での誓いを重く受け止めなければとも思うが、「人生は楽しみ合うのみ」という考え方からすると、無理をするのもどうかね。

千葉

『無常観』や『進化論』からすれば、離婚が多くなるのは自然だということになるのでしょうか。確かに、肉体も、環境も、心も変化しますよね。『無常観』、『進化論』は、説得力がありますね。

千田

私は、個人的には釈迦の考え方は自然科学に合致しているという思いがある。むしろ、現代の自然科学を超えているとさえ思っている。無常観、つまり、肉体も環境も心も絶えず変わるという事実の前では、神の前での永遠の愛の誓いが無力になることがあることはやむを得ないと思う。

泉

ですが、神前での「愛の誓い」や、結婚式に立ち会ってくれた人々の手前もありますので、変化に上手に対応し、離婚しないで済むように努力すべきではないか、という気もします。特に、子供がいる場合は、子供のためにも変化に順応すべきだと思うんですが…。

千田

「夫婦関係だって、必ず変化する」ということと、「変化に合うようにするためには、何事にもあまりこだわらない」というスタンスが夫婦関係



を長続きさせるコツということになるような気がする。つまり、夫婦は「一心同体」とは言うが、少し力を抜いて、時には距離を置いた方が長持ちする気がするが、どうだろうか…。

〇おわりに

座談形式の本は初めて出します。できあがって、「楽しかった」という印象です。「書きやすかった」という印象もあります。

3人それぞれの視点で言いたいことを言うのですから、一貫性や整合性などを気にしなければならないという、こだわりがなく、本にしやすかったという印象が強く残りました。

これからも、時々座談形式の本を出したいと思っています。小説家は、小説の中に多くの人物を登場させ、それぞれの登場人物に自分の中にある多様な主張や考え方や感じ方を言わせていますが、小説を書くことの面白さを少しだけ理解できました。機会があったら挑戦してみたいという気になってきました。

それはそれとして、「3人寄れば^{もんじゅ}文殊の知恵」と言いますが、それを実感しました。結婚経験14年、事務所経験20年の事務長と、結婚経験21年、事務所経験18年の情報室長の知恵を借り、知恵を象徴する「^{もんじゅ}文殊菩薩」になれたような気がしました。

独断と偏見の^{かたまり}塊である私の書く本を、他の人の意見を聞いて、自分の考え方だけで決めつけられないものに修正できそうです。

この本の内容に触れれば、夫に対する愛情を喪失した妻からは、「控訴でも、上告でも、とことんやってほしい」との申し入れがありました。これで心置きなく憲法24条の「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立する」という規定と、裁判所の「婚姻関係は、外形上継続する体裁を保っていれば、離婚は認められない」という判決との間に、^{そご}齟齬、つまり、ずれがないかという問題を、高等裁判所、最高裁判所で議論できそうです。楽しみです。事務長も情報室長もワクワクしています。

田舎弁護士は、裁判や法廷という世間一般人から見れば「一生に一度お世話になるかどうか」という「非日常」とも言える場面だけで活動しているのは、食って行けなくなるという危機感を持っています。のみならず、司法試験という国家試験に合格し、司法研修所を出て、取得した資格を活かすためには、世間一般人の「日常」に入り込まなければなりません。

田舎弁護士は、町医者のように「そこへ駆け付ければ、裁判所に行かな



くても紛争をある程度は解決できる」という世間一般人の「日常」における紛争の解決の場を提供しなければならない、と痛感しています。

そのような思いで、これまで何冊かの本を出版してきました。事務長も、『借金問題で悩んでいる方のために』、『遺産を残す方のために』、『遺産をもらう方のために』などという、世間一般人がすぐにわかる「ピンクの本」シリーズを書いてきました。私も、『田舎弁護士の大衆法律学』シリーズをはじめ、「黄色い本」シリーズという生活習慣病の本や、『長生きを楽しむコツ』シリーズという生き方の本など、85冊の本を書いてきました。

今回は、まだまだ醸成^{じょうせい}していませんが『結婚契約書』、裏を返せば『離婚契約書』のひな形を後ろに添付しますので、離婚は「日常」、つまり、ふだんの出来事と考えて活用していただければ幸甚です。このひな形を使い、離婚問題で、裁判所という「非日常」と思える場所に出所しなくても済むようにしていただければ幸甚です。

私達のつまらない遊びに最後までお付き合いいただき、心から感謝申し上げます。

結 婚 契 約 書	
男 (甲)	甲 野 太 郎 子
女 (乙)	乙 山 花 子

平成27年12月10日

千田 實
千葉 美智
泉 洋美



《 新刊の紹介 》

すでに本号でも何度か出て参りましたが、事務長・千葉美智さんが『法律事務所の事務員が答えた本』（「ピンクの本」）シリーズの『離婚問題で悩んでいる方のために — (その1) 離婚の方法 編』を書きました。発行所は株式会社エムジェエム、印刷製本は三陸印刷株式会社さんで、「ピンクの本」シリーズとして平成27（2015）年12月16日に発刊の運びとなりました。

この本は、すでに本号でも触れましたが、「現在の法律や裁判では、どうい結論になるか」という点に絞って、Q&A（問と答）という形式でわかりやすく説明したものです。離婚問題で悩んでいる方にとっては、直ちに役に立つものと思います。身内に離婚問題を抱えている人がおられる方には是非ご一読いただきたい本です。弁護士事務所を訪ねる前に、この本をご一読いただければ幸甚です。

厚かましいとは思いますが、この本も含めて「ピンクの本」シリーズの「**購買申込書**」を同封しますので、何分よろしくお願い申し上げます。

